政　令

土地改良法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百七十号

土地改良法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項及び第六項並びに第百二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項第一号の三中「第十三項」を「第十四項」に改め、同条中第十四項を第十五項とし、第七項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項中「高収益作物導入促進土地改良整備計画」を「畑作物導入促進土地改良整備計画」に、「又は暗渠排水を」を「、区画整理、客土又は暗渠排水を」に、「収益性の高い作物」を「畑作物」に、「若しくは暗渠排水」を「、区画整理、客土若しくは暗渠排水」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定により都道府県が作付転換・作付地集団化促進土地改良整備計画（農業用用排水施設の新設又は変更を施行することによりその区域内における水稲から畑作物への作付けの転換及び当該転換に係る作付地の集団化に寄与することが明らかである地域についての当該農業用用排水施設の新設若しくは変更又はこれに附帯して施行することを相当とする土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業に該当するものでなければならない。

一　農業用用排水施設の新設又は変更であつて、おおむね二十ヘクタール（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものにあつては、おおむね十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

二　区画整理、客土又は暗渠排水であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

第五十条の二の二第二項第二号中「及び高収益作物導入促進土地改良整備計画」を「、作付転換・作付地集団化促進土地改良整備計画、畑作物導入促進土地改良整備計画、農用地災害防止ため池整備計画又は湛水被害総合対策計画」に改め、同項第七号中「第五十条第十項各号」を「第五十条第十一項各号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「第五十条第九項各号」を「第五十条第十項各号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「高収益作物導入促進土地改良整備計画」を「畑作物導入促進土地改良整備計画」に、「第五十条第六項第一号」を「第五十条第七項第一号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　当該施設更新事業が作付転換・作付地集団化促進土地改良整備計画に従つて行うものである場合にあつては、第五十条第六項第一号に掲げる事業に該当するものであること。

第五十条の二の二第三項中「第五十条第十三項及び第十四項」を「第五十条第十四項及び第十五項」に改める。

第七十八条第一項中第二号の九を第二号の十とし、第二号の六から第二号の八までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の五中「高収益作物導入促進土地改良整備計画」を「畑作物導入促進土地改良整備計画」に改め、同号を同項第二号の六とし、同項第二号の四の次に次の一号を加える。

二の五　法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、作付転換・作付地集団化促進土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額

第七十八条第一項第三号中「第二号の六」を「第二号の七」に改め、同項中第八号の二を第八号の三とし、第八号の次に次の一号を加える。

八の二　市町村又は前条各号に掲げる者が行う土地改良事業であつて、畑作物導入促進土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から百分の五十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

第七十八条第二項の表沖縄県の項中「

前項第二号の六	百分の五十五

」を「

前項第二号の七	百分の五十五

」に、「

前項第八号の二	百分の五十五

」を「

前項第八号の二	百分の七十

」に、「

前項第二号の七	百分の五十五

」を「

前項第二号の八	百分の五十五

」に、「

前項第八号の二	百分の七十

」を「

前項第八号の三	百分の五十五

」に改め、同表離島の項中「

前項第二号の六	百分の五十五

」を「

前項第二号の六	百分の六十五

」に、「

前項第二号の七	百分の五十五

」を「

前項第二号の八	百分の六十五

」に、「

前項第八号の二	百分の六十

」を「

前項第八号の三	百分の五十五

」に改め、同表奄美群島の項中「

前項第二号の六	百分の五十五

」を「

前項第二号の六	百分の七十五

」に改め、同表奄美群島の項中「

前項第二号の六	百分の五十
前項第二号の七	百分の五十五

」を「

前項第二号の六	百分の六十五
前項第二号の七	百分の七十

」に、「

前項第二号の七	百分の七十五

」を「

前項第二号の八	百分の七十

」に、「

前項第八号の二	百分の五十五

」を「

前項第八号の三	百分の六十

」に改め、同表離島の項中「

前項第二号の六	百分の五十五

」を「

前項第二号の六	百分の六十五

」に、「

前項第二号の七	百分の五十五

」を「

前項第二号の八	百分の六十五

」に、「

前項第八号の二	百分の五十

」を「

前項第八号の三	百分の五十五

」に改め、同条第五項中「第二号の五」を「第二号の六」に、「第二号の七」を「第二号の八」に、「及び第八号」を「、第八号及び第八号の二」に改める。

附則第六条第二項の表中「、第二号の五、第二号の七」を「から第二号の六まで、第二号の八」に、「及び第八号」を「、第八号及び第八号の二」に改める。